

# 【入院基本料関係の資料】

## 1. 改定・入院基本料

2006.4~

区分	基準	一般病棟	障害者施設	結核病棟	精神病棟
区分A 旧 1.4:1相当	点数 実質配置 看護比率 在院日数	1555 7対1以上 70%以上 19日以内		1447 7対1以上 70%以上 25日以内	
区分B 旧 2:1相当	点数 実質配置 看護比率 在院日数	1269 10対1以上 70%以上 21日以内	1269 10対1以上 70%以上 -	1161 10対1以上 70%以上 25日以内	1209 10対1以上 70%以上 25日以内
区分C 旧 2.6:1相当	点数 実質配置 看護比率 在院日数	1092 13対1以上 70%以上 24日以内	1092 13対1以上 70%以上 -	949 13対1以上 70%以上 28日以内	
区分D 旧 3:1相当	点数 実質配置 看護比率 在院日数	954 15対1以上 40%以上 60日以内	954 15対1以上 40%以上 -	886 15対1以上 40%以上 -	800 15対1以上 40%以上 -
区分E 旧 3.6:1相当	点数 実質配置 看護比率 在院日数			757 18対1以上 40%以上 -	712 18対1以上 40%以上 -
区分F 旧 4:1相当	点数 実質配置 看護比率 在院日数			713 20対1以上 40%以上 -	658 20対1以上 40%以上 -
特別1 旧3:1未満 に相当	点数 実質配置 看護比率 在院日数	575 15対1未満 40%未満 -			
特別2 旧4:1未満 に相当	点数 実質配置 看護比率 在院日数			550 20対1未満 40%未満 -	550 20対1未満 40%未満 -

入院基本料の届出基準がこれまでの患者数に対する看護職員の配置数から、患者数に対する実際の勤務者数に変更になりました。

旧基準の患者数に5を掛けたものが新基準です。

例えば、「2:1」の場合、 $2 \times 5 = 10$ 。従って、新基準は「10:1」です。

## 2. 改定・入院基本料での必要人員 = 必要実勤務者人員数の算定方法

例) A病棟(一般) 46人 3交代 2交代は3交代のこの式を準用。8時間3交代が基本。  
B病棟(一般) 48人 3交代 両者で必要数に変わりはない。

注意点1) 病床の種別(一般、精神等)単位で届出る。例で言えば、Aは「7:1」、Bは「10:1」とはできない。一般病床の2個病棟をまとめて「7:1」あるいは「10:1」で届け出る。

例) 「10:1」の場合。

A病棟の場合  $46 \div 10 = 4.6$ 人 日勤も準夜も深夜も4.6人以上勤務していないといけない。従って、1日の必要勤務者総数は  $4.6 \times 3 = 13.8$ 人

注意点2) ただし、1日に勤務する看護職員数が、13.8人以上であれば、夜勤帯は2人以上の条件を満たせばよい。

従って、日勤10人 準夜2人 深夜2人 合計14人でクリアーする。

注意点3)更に、病棟単位ではなく届出の全病棟平均で実必要勤務者数を満たせばよい。  
従って、病棟による傾斜配置も可能。

$(46 + 48) \div 10 \times 3 = 28.2$ 人を2病棟合計で満たせばよい。

A病棟 日勤8人 準夜2人 深夜2人 合計12人

B病棟 日勤11人 準夜3人 深夜3人 合計17人

両病棟合計  $12 + 17 = 29$ 人 28.2人を越えており、クリアーする。

注意点4)更に、これは1日単位ではなく1ヶ月(4週間でも可)単位の平均で良い。曜日による傾斜配置が可能(土日の勤務者を少なくすることが可能)。

例)3月の場合 31日(平日22日、土日祝祭日9日)

必要月勤務者総数は  $28.2 \times 31 = 874.2$ 人

これをクリアーすれば、病棟傾斜、曜日傾斜も可!

A病棟 日勤9人(土日等6人) 準夜2人 深夜2人

$9 \times 22 + 6 \times 9 + (2 + 2) \times 31 = 376$

B病棟 日勤11人(土日等8人) 準夜3人 深夜3人

$11 \times 22 + 8 \times 9 + (3 + 3) \times 31 = 500$

両病棟合計  $376 + 500 = 876$ 人 874.2人を越えており、クリアーしている。

### 3. 必要実勤務人員数を満たしているかどうかの計算式

前提条件) A病棟は入院患者46人、準夜2人・深夜2人、日勤は平日9人・土日等6人

B病棟は入院患者48人、準夜3人・深夜3人、日勤は平日11人・土日等8人

3月(31日の月)で平日22日・土日祝祭日9日、8時間3交替

a, 1日看護配置数(最低必要な1日平均の看護職員の配置数)

$[(46人 + 48人) \div 10] \times 3 = 28.2$ 人

b, 月延べ勤務時間数の計(全員の勤務時間の合計) 実際の計算は個人ごとに月の勤務時間を出し、それを合計する

A病棟 = 8時間  $\times [(2人 + 2人) \times 31日 + 9人 \times 22日 + 6人 \times 9日]$   
= 3008時間

B病棟 = 8時間  $\times [(3人 + 3人) \times 31日 + 11人 \times 22日 + 8人 \times 9日]$   
= 4000時間

2病棟の合計の「月延べ勤務時間数の計」=  $3008 + 4000 = 7008$ 時間

c, 月平均1日当たり看護配置数(実際に勤務する1日平均の看護職員の人数)

$7008時間 \div 31日 \div 8時間 = 28.26...人$

ぎりぎりクリアーしている!ただし、以下の点注意!

注1)ここでいう勤務時間の計算は、始業・終業時間で行い、休憩時間等も含める。ただし、時間外労働は除外する

注2)申し送りで重複する時間は、申し送りを受ける側のみに含め、申し送る側は除外して計算する。夜勤時間の計算も同じ

例) 8:30~17:00 拘束8時間30分。休憩1時間。申送のダブリ30分。

この場合、申し送りをする30分は、準夜の勤務時間に入るので、8時間となる。

注3)この「勤務時間」からは、病棟外での会議や研修など、病棟の看護(業務)を離れていた時間は除外して計算する。したがって、各人の勤務時間を記入する時は、勤務計

画表に基づいて始業・終業時間から計算した時間から、病棟外での会議・研修等の時間を除外して勤務時間を記載する。

#### 4. 改定・入院基本料での必要配置人員数の算定方法

- 今回の改訂で必要配置人員数の概念はなくなったが、  
実際の増員運動を進める上では、目安として重要！ -

条件 上記の条件に同じ。

A 病棟 日勤 8 人 準夜 2 人 深夜 2 人 合計 12 人

$12 \times 365 = 4380$  人役

年間休日 週休 2 日 + 祝祭日 = 120 日

年休 20 日 + 生休 12 日 + 夏期休 4 日 + 特別休暇 2 日 = 38 日

年間労働日  $365 - (120 + 38) = 207$  日

従って  $4380 \div 207 = 21.2$  人

B 病棟 日勤 11 人 準夜 3 人 深夜 3 人 合計 17 人

$17 \times 365 = 6205$  人役

従って  $6205 \div 207 = 30.0$  人

両病棟合計  $21.2 + 30.0 = 51.2$  人

注)厚労省は、旧基準から新基準を導き出す際に、1看護職員年間勤務日数を 225 日(1800 時間 ÷ 8 時間)で計算している。従って、この勤務日数で計算した新基準の必要配置数と旧基準の必要配置数とは均衡することになる。

1 職員平均勤務日数が 225 日を上回れば新基準で計算した配置数が少なくなり、225 日を下回れば新基準で計算した配置数の方が多くなる。このことを押さえて増員闘争に生かす必要がある。

上記配置数を年間勤務日数 225 日で再計算すると。

A  $4380 \div 225 = 19.5$  B  $6205 \div 225 = 27.6$  両者合計  $19.5 + 27.6 = 47.1$

A 4 6 床 B 4 8 床で旧基準(2:1)で単純計算すると  $(46 + 48) \div 2 = 47.0$  で均衡する。

諸権利の取得いかんで必要配置数は異なってくる！増員闘争のカギはここにある！

#### 5. 1 看護職員月平均夜勤時間 7 2 時間をクリアーしないといけない

注意点 1 「夜勤時間」とは、午後 10 時 ~ 翌日午前 5 時の時間を含む連続する 16 時間。  
各病院で設定。それにかかる勤務時間は、夜勤時間となる。

注意点 2 夜勤専従者と夜勤 16 時間以下の者は除く( 延べ夜勤時間総数からも夜勤従事看護職員数からも除く)。兼務者やパートは常勤換算して勤務者数に参入。

条件) A 病棟の内訳は、全員が常勤者で 2 2 人( 師長を含むが、師長のみ夜勤なし)

夜勤は、1 日 1 人、6 日 2 人、7 日 5 人、8 日 1 0 人、9 日 3 人 ( 21 人で計 155 日)

B 病棟の内訳は、常勤 2 6 人( 師長は夜勤なし) 兼務 3 人・夜勤専従 1 人

(4人とも常勤換算0.5人)

夜勤は、3日3人、6日2人、7日5人、8日12人、9日6人、夜  
専11日 (29人で計217日)

a, 夜勤有の職員数を算出する (「夜勤従事職員数」)

夜勤専従者と夜勤時間16時間以下の者は除くので、A病棟の1日1人とB  
病棟の夜勤専従1人は除外

兼務者とパートは当該病棟での勤務時間から常勤換算するので、B病棟の兼  
務者3人は0.5人と数える

したがって、夜勤従事職員数 = 20人 + (25人 + 0.5人 × 3) = 46.5

5  
人

b, 計算対象となる夜勤時間数を算出する (「月延べ夜勤時間数」)

全体の夜勤時間数の合計 (「月延べ夜勤時間数の計」) = 8時間 × {1日 × 1人  
+ 3日 × 3人 + 6日 × 4人 + 7日 × 10人 + 8日 × 22人 + 9日 × 9人 + 1  
1日 × 1人} = 2976時間

夜勤専従と16時間以下の者の夜勤時間の計 = 8時間 × (1日 + 11日) = 9  
6時間

したがって、月延べ夜勤時間数 = 2976時間 - 96時間 = 2880時間

c, 平均時間 (「月平均夜勤時間数」) を計算する

月平均夜勤時間数 = 月延べ夜勤時間数 2880時間 ÷ 夜勤従事職員数 46.5  
人 = 61.935...時間

d, よって、月平均夜勤時間数 61.9時間は、72時間以下であり、要件を満た  
している

## 6. 看護師比率 省略

### 【用語解説】

「1日平均入院患者数」は、原則として直近1年間で計算する (例えば2005年3月~2006年  
2月)

計算式 = 当該期間の延入院患者数 ÷ 延日数 (小数点以下切り上げ)

「平均在院日数」は、基本的に直近3ヶ月間で計算する (例えば2005年12月~2006年2月)

計算式 = 当該期間の在院患者延日数 ÷ (当該期間の新規入棟・退棟患者数 ÷ 2) (小数  
点以下切り上げ)

看護要員(看護職員と看護補助者)の数は、届出時の数で記載し、他部署との兼務者とパート  
タイムは常勤換算する。保健師と助産師は看護師に含める。また、看護補助者の数を算出する  
に当たって、(看護補助加算取得などのため、)看護職員を看護補助者とみなして差し支えない

常勤換算式 = 兼務者・パートの当該病棟での1ヶ月間の実労働時間 ÷ 常勤者の所定労働  
時間 (個々に計算して合計、小数点以下切り捨て。ただし、看護配置と夜  
勤72時間以内の計算では、要件を守れているかどうかを確認することが目  
的のため、小数点以下を切り捨てずに計算・比較して構わない)

## 7. J病院の事例での検討

### 入院基本料調査

	病棟	病床数	入院基本料等の承認		配置人員			日勤・実勤務人員			夜勤・実勤務人員			平均在院日数	主な診療科
			入院基本料	補助加算	看護師	看護補助者	計	看護師	看護補助者	計	看護師	看護補助者	計		
J病院	3北	34	10:1		19		19	7.9		7.9	準2 深2	準0 深0	準2 深2	25.9	混合
	3南	48	10:1		29		29	11.2		11.2	準3 深3	準0 深0	準3 深3	14.4	混合
	4北	48	10:1		26		26	9.9		9.9	準3 深3	準0 深0	準3 深3	14.7	内科
	4南	48	10:1		26		26	11.1		11.1	準3 深3	準0 深0	準3 深3	15.0	混合
	合計	178			100		100	40		40				16.1	
2006年5月現在															

例) J病院の場合 178床で「10:1」

$178 \div 10 = 10$        $17.8 \times 3 = 53.4$  人      1日の必要実勤務者数

実際 日勤 40.0 人 + 準夜 11 人 + 深夜 11 人 = 62.0 人 が勤務しているので、基準をクリアー  
これを満たす必要配置数は、 $(53.4 \times 365 = )19491 \div 207^*) = 94.2$  人

100 人配置しているのでこの基準もクリアーしている。

\* )職員1人当たり年間労働日。各病院で異なるが、とりあえず前出の配置人員計算式の数値を用いた。

\* )225 で計算すると、86.6 人

7:1にするためには、同様の計算で134.5人となる。最低35人は増員が必要になる!

$178 \div 7 \times 3 \times 365 \div 207 = 134.5$  人

225 で計算すると、123.8 人

採算はどうか?

収入増       $15550 - 12690 = 2860 \times 178 \times 365 = 185,814,200$

約1億9千万円の増収

支出増       $35 \text{ 人} \times 400 \text{ 万円} = 1 \text{ 億} 4 \text{ 千万円}$

$24 \text{ 人} \times 400 \text{ 万円} = 9 \text{ 千} 6 \text{ 百万円}$